

石見交通 ICカード「ICOCA」導入について

ICカード「ICOCA」とは



「ICOCA」は西日本旅客鉄道株式会社が発行する交通系 ICカード。鉄道やバスでの利用のほか、ICOCA 加盟店では電子マネーとして、買い物の支払いにも利用できる便利な ICカードで、入金（チャージ）することにより繰り返し利用可能です。

ご利用いただける路線 **利用開始日：2023年3月22日（水）**

石見交通全路線（大阪線除く）

ご利用いただける ICカード(ICOCAに加えて全国相互利用交通系 ICカードがご利用いただけます)

下記の全国相互利用交通系 ICカードがご利用いただけます。

※「Kitaca」は北海道旅客鉄道株式会社、「PASMO」「モバイル PASMO」は株式会社パスモ、「Suica」「モバイル Suica」は東日本旅客鉄道株式会社、「manaca」「マナカ」は株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシー、「TOICA」は東海旅客鉄道株式会社、「PiTaPa」は株式会社スルッと KANSAI、「ICOCA」は西日本旅客鉄道株式会社、「はやかけん」は福岡市交通局、「nimoca」は西日本鉄道株式会社、「SUGOCA」は九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。



ご利用方法

乗車時と**降車時**にタッチするだけで、乗車区間の運賃を精算します。

（バスに乗るとき）乗車口に設置してある**青色の ICカードリーダー**に「ピッ」と音がるようにしっかりタッチしてください。



(バスを降りるとき) 運賃箱に設置してある**黄色のICカードリーダー**に「ピッ」と音がなるようにしっかりタッチして降車してください。引去額・残額が表示されます。(運賃が自動的に支払われます)

※二人以上でご利用のお客様、割引運賃適用のお客様、大人用のICカードを小児のお客様が利用される場合は、カードリーダーにタッチする前に乗務員にお申し出ください。

※こどもICOCAは、降車時に乗務員にお声掛けいただかなくても、乗車区間の小児運賃を自動精算します。(タッチしたときの音が違います。)



石見交通で販売するICOCA 販売開始日：2023年3月22日(水)

石見交通では、以下の二種類の「ICOCA」を販売します。



ICOCA (無記名式)	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の登録が不要なカードです。 発売額は2,000円からです。(デポジット500円含む) 紛失時の再発行はできません。
こどもICOCA (記名式)	<ul style="list-style-type: none"> 小学生以下の方が対象です。記名人ご本人のみご利用可能です。 カードをタッチするだけで、自動的に小児運賃が精算されるカードです。 全国相互利用エリアでもご利用可能です。 お一人様1枚のみ発行します。 紛失時の再発行が可能です。(再発行手数料520円+デポジット500円が必要です) <p>【有効期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 満12歳となる学年の3月31日までご利用可能です。この翌日以降は、バス乗車時にご利用できません。 有効期限が過ぎた場合、その年の4月1日以降に窓口で無手数料で払い戻しをすることができます。 <p>【発行・変更に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険証、住民票などの公的証明書 ご本人が窓口にお越しいただいた場合でも、年齢等を確認するための公的証明書が必要です。 こどもICOCAを新規にお求めの場合は、申込書に保護者の署名が必要です。 代理の方がこどもICOCAを新規にお求めの場合は、代理人及び記名人の公的証明書の確認が必要です。
バスICOCA定期券 (大人用)	<ul style="list-style-type: none"> 導入後随時移行します。(導入時期は未定) 発売日は決定次第お知らせいたします。
こどもバスICOCA定期券 (小児用)	<ul style="list-style-type: none"> 導入後随時移行します。(導入時期は未定) 発売日は決定次第お知らせいたします。

※新規ご購入時にはデポジット(預かり金)として500円が必要です。デポジット(預かり金)は、ICOCAを発売する際にお預かりする金額のことで、ICOCA返却の際にカードと引き換えに返金します。

ICOCA利用割引について (ICOCA以外のICカードでは割引はありません)

ICOCAで利用の乗車ごとに、運賃に対して最大10%を割引いたします。

(運賃額の端数は10円単位切り上げ)

160円区間をご利用の場合… $160 - (160 \times 0.1) = 144$ 円→150円
210円区間をご利用の場合… $210 - (210 \times 0.1) = 189$ 円→190円
1000円区間をご利用の場合… $1000 - (1000 \times 0.1) = 900$ 円

チャージ(入金)方法

- 石見交通のICOCA取扱い窓口のほか、バス車内でチャージができます。
- コンビニやJR西日本のICOCAエリアの券売機等(チャージ可能な機器に限る)及び、ICOCA(全国相互利用交通系ICカード)の利用を行っている他の交通機関でもチャージができます。

※現金以外でのチャージはできません

※バス車内では千円札以外でのチャージはできません。また、カード残額が10,001円を超えている場合はチャージはできません。

※カード内残額が20,000円を超えるチャージはできません。

(石見交通ICOCA取扱い窓口でのチャージ方法)

チャージできる金額

500円、1,000円～(1,000円単位)～10,000円、15,000円、20,000円

(石見交通バス車内でのチャージ方法)

チャージできる金額

1,000円、2,000円、5,000円、10,000円

※紙幣は、千円札のみ入金可能です。(その他の紙幣は使用できません。)

※チャージ前のカード残額が10,001円以上の場合は、車内でのチャージができません

チャージ方法

乗務員にチャージを希望する金額をお伝えいただきますと、乗務員が入金操作をし、以下のとおりご案内します。

1.乗務員にチャージ金額をお申し出ください。(乗務員が入金操作をします)

【チャージ可能な金額:1,000円、2,000円、5,000円、10,000円】

2.運賃箱の降車用ICカードリーダーにICOCAをタッチしてください。

3.1,000円札を1枚ずつ挿入してください。

4.再度、運賃箱の降車用ICカードリーダーにICOCAをタッチしてください。

5.チャージ完了です。



『ICOCA(無記名式)』及び『こどもICOCA』の払い戻し

ご不要になった『ICOCA(無記名式)』及び『こどもICOCA』は、以下の計算方法で払い戻しをします。

※ただし、『こどもICOCA』の払い戻しの場合は、申込書に必要事項をご記入いただき、ご利用のお客様の公的証明書(健康保険証、パスポート等)が必要です。また、ご本人以外の方(代理人)による手続きの場合、代理人の方の公的証明書も必要です。

【払い戻し額の計算方法】

カード残額－220円（手数料）＋500円（デポジット）＝払い戻し額

- ※チャージ残額が払戻手数料（220円）に満たない場合は、その残額を払戻手数料とし、残額が0円の場合は払戻手数料をいただきません。デポジットの500円は、現金で返金します。
- ※チャージ残額の一部のみの払い戻しはできません。
- ※チャージ残額は、10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とします。
- ※『こどもICOCA』を「カード有効期限」の翌日以降に払戻しする場合は、無手数料にて払い戻しします。
- ※払い戻しをした場合、ICOCAポイントは失効します。

ICOCAの紛失・再発行について

ICOCAの種類により取り扱いが異なります。以下の表でご確認ください。

ICOCAの種類	紛失再発行の可否	説明
ICOCA（無記名式）	×	<ul style="list-style-type: none">紛失による再発行はできません。※改めて新規でご購入いただくこととなりますのでご了承ください。
こどもICOCA（記名式）	○	<ul style="list-style-type: none">以下の手続きをお願いします。1. 石見交通 ICOCA 取扱窓口で再発行登録の申込を行ってください。 ※ただし、申込書に必要事項をご記入いただき、ご利用のお客様の公的証明書（健康保険証、パスポート等）が必要です。また、ご本人以外の方（代理人）による手続きの場合、代理人の方の公的証明書も必要です。2. 申込後、その場で「再発行登録票」をお渡しします。3. 再発行登録の翌日から14日以内（窓口営業時間内）に「再発行登録票」を持って再度の窓口へ持参してください。 ※ご利用のお客様の公的証明書（健康保険証、パスポート等）が必要です。また、ご本人以外の方（代理人）による手続きの場合、代理人の方の公的証明書も必要です。4. 「再発行登録票」をご提出いただき、ICOCAを再発行します。 ※再発行の際、再発行手数料520円とデポジット500円を現金で支払いいただきます。 ※再発行登録後は、紛失していたカードが発見されたとしても、再び使用可能なカードに戻すことはできません。

ICOCAを使用した不正乗車について

以下のような不正乗車を発見した場合には、そのICOCAを無効として回収させていただき、規定に基づく割増運賃を申し受けます。この場合、デポジット（預かり金）の500円は返金しません。

【不正乗車の例】

- ・ 利用開始後のICOCAを他人から譲り受けて使用した場合
- ・ こどもICOCAを本人以外の者が使用した場合
- ・ 券面表示事項を塗り消し、または改変して使用した場合
- ・ その他不正乗車の手段として使用した場合

石見交通 ICOCA 取扱い(販売)窓口 取扱い開始日：2023年3月22日（水）

窓口	住所	営業時間	休業日
益田営業所	益田市幸町 2-63	8:30～18:00	年中無休
益田駅前案内所	益田市駅前町 17-2	7:30～18:00	年中無休
浜田営業所	浜田治和町 8-12	8:30～17:00	年中無休
浜田駅前案内所	浜田市浅井町 63-4	7:30～18:00	年中無休
江津案内所	江津市江津町 1016-41	9:00～17:00	土・日・祝
大田営業所	大田市大田町大田イ 701-3	8:30～17:00	年中無休

各位

石見交通株式会社

**ICカード「ICOCA」導入に伴う
「島根県共通バスカード」の販売終了・利用期限・払い戻しのお知らせ**

いつも石見交通バスをご利用いただき誠にありがとうございます。

石見交通株式会社では、令和5（2023）年3月22日より全路線（大阪線を除く）での交通系ICカード導入に伴い、弊社で発行しております「島根県共通バスカード」について今後下記のとおり取り扱いとします。

■バスカードの販売終了（お手持ちのバスカードは下記利用期限までご利用いただけます）

令和5（2023）年7月31日

■バスカードの利用期限

令和7（2025）年3月31日

■バスカードの払戻期限

令和8（2026）年3月31日

□払い戻し

（注意）払い戻した場合、プレミアがなくなりますので、購入したバスカードは利用期限までに使い切ってくださいをお勧めいたします。

○払い戻し窓口

窓口	住 所	営業日／営業時間
益田営業所	益田市幸町 2-63	年中無休／8:30～18:00
益田駅前案内所	益田市駅前町 17-2	年中無休／7:30～18:00
浜田営業所	浜田市治和町ハ 12	年中無休／8:30～17:00
浜田駅前案内所	浜田市浅井町 63-4	年中無休／7:30～18:00
江津案内所	江津市江津町 1016-41	月～金（祝日除く）／9:00～17:00
大田営業所	大田市大田町大田イ 701-3	年中無休／8:30～17:00

○払い戻し金額の計算方法（1枚毎の精算となります）

払い戻し金額＝バスカードの残額－プレミアとして付与した金額－払戻手数料 200 円/枚

※令和7（2025）年3月31日までは払戻手数料をいただきます。令和7（2025）年4月1日以降1年間は無手数料にて払い戻しをいたします。

（お問い合わせ）

石見交通株式会社 電話（0856）24-0076（平日 9:00～17:00）